

公裁録

心
用
仕
置
物
本
方
所

智

9

保 3
3286
4





入字中本西江五者法武同海密通周以少紀或捕者周人少其動以
歸心之因立方之部
一 新刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
其刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
可其刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
三 山住字之部法武其外以同立方之部
四 新刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
五 其刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
六 監城刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
七 其刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多
八 其刑刑部言其大并監城一件之外者其内成其刑部之字中法海言多

一 出仕要領の取次部

附裁許冷味物口書個之取次部

- 一 清國系之出仕要領の取次部
- 二 出仕要領口書部
- 三 八重敷口書部
- 四 林口書部
- 五 出仕要領口書部
- 六 裁許口書部
- 七 裁許口書部
- 八 百姓性裁許口書部
- 九 出仕要領口書部
- 十 出仕要領口書部
- 十一 出仕要領口書部

中進取

死罪

入墨重取

一 出仕要領之取次部

- 一 非常口書部
- 二 關東口書部
- 三 出仕要領口書部
- 四 出仕要領口書部
- 五 出仕要領口書部
- 六 出仕要領口書部
- 七 出仕要領口書部
- 八 出仕要領口書部
- 九 出仕要領口書部
- 十 出仕要領口書部
- 十一 出仕要領口書部
- 十二 出仕要領口書部
- 十三 出仕要領口書部



公事書之受紙の年中以て其同人に書き置き置るは法に多し都

清科有るは之より其年受紙一件其外計官宿受紙は海内以て其年
中計の所法に用ひ之より其年受紙一件其外計官宿受紙は海内以て其年

一年其指指増新梅の用年中に衣類其成其其科の用其年受紙以て
其年受紙又其科の用其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年

無常其科法に用ひ其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年
一年其指指百其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て

但女子一曰其年受紙

増増其科法に用ひ其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年

其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て

其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て其年受紙以て



三

一 子孫の事

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 法の用其丹心... 上の用おまき事

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 但中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人... 其後中任道身福多非人...

一 法の用

一 一様おまき事

一 一様おまき事

一 一様おまき事

- 一 木下屋等竹巻巻 但繩巻元
- 一 大工のり賃
- 一 人足賃

但人足賃は其屋の俵上より積
 下等の用より其木下屋より可なり

櫛の法
 一 櫛の壳を利取
 一 舟中木下

- 一 口研入
- 一 子梅柄研入
- 一 日陰子研
- 一 下等の用より其木下屋より可なり
- 一 葉取
- 一 行入
- 一 木下屋等竹巻巻

- 一 大工のり賃
- 一 人足賃

但繩巻は其屋の俵上より積
 下等の用より其木下屋より可なり

- 一 口研入
- 一 子梅柄研入
- 一 日陰子研
- 一 下等の用より其木下屋より可なり
- 一 木下屋等竹巻巻
- 一 人足賃
- 一 櫛の法
- 一 櫛の壳を利取
- 一 舟中木下
- 一 口研入
- 一 子梅柄研入
- 一 日陰子研
- 一 下等の用より其木下屋より可なり
- 一 葉取
- 一 行入
- 一 木下屋等竹巻巻

一 元鑑
一 市井の通り... 其の用可也

一 抄り任至
一 抄り守布

但方中... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種
一 抄り守布... 判種

一 國人道中... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

一 抄り守布... 判種

陽家以爲此方并捕方之極也故官以捕之

一 子洲以八口之人限捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

一 此方乃以捕者乃有也

他多は... 中

一 中

一 中

中

中

中

中

中

中

中

中

日本... 中

乃身以何方... 乃身以何方... 乃身以何方...

天二月

著錄也

- 無名氏
- 和家書
- 無名氏
- 山崎氏
- 浦之重
- 倉庫氏
- 山崎氏
- 平九郎
- 山崎氏

乃身以何方... 乃身以何方... 乃身以何方...

一

山江長者...

山江長者...

實政九年十月十日...

山江長者...

根肥前

山江長者...

山江長者...

- 山江長者...
- 山江長者...
- 山江長者...
- 山江長者...
- 山江長者...
- 山江長者...
- 山江長者...

苗中兼つ任事日限事乃三週

十一日

山内御所

十日

苗中

九日

榊田宿者

八日

七日

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

方々通

十二月十日

己十二月十日 榊田宿者 山内御所

六月十日

榊田宿者
元福谷文書
山内御所
己十二月十日

方々通の事
榊田宿者
元福谷文書
山内御所
己十二月十日

榊田宿者

榊田宿者

元福谷文書
山内御所
己十二月十日

注

方々通の事
榊田宿者
元福谷文書
山内御所
己十二月十日

可成なる先例の物なり可成中流に

三月十三日

三月十六日 修訂後 小五元

武州切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
去る十曾の事ありて上物解水等ありて其の形跡中流に於て其の形跡
切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
是れ其の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

三月二十日

三月十七日 田舎の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

表の五等形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

根岸犯ちる者

武州切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
去る十曾の事ありて上物解水等ありて其の形跡中流に於て其の形跡
切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
是れ其の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

三月二十日

田舎 津波入案

田舎の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
去る十曾の事ありて上物解水等ありて其の形跡中流に於て其の形跡
切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
是れ其の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

七等中

三月十七日 田舎の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

武州切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

津波入案

武州切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
去る十曾の事ありて上物解水等ありて其の形跡中流に於て其の形跡
切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
是れ其の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

三月二十日

武州切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
去る十曾の事ありて上物解水等ありて其の形跡中流に於て其の形跡
切立の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり 根岸犯ちる者
是れ其の形跡は時勢の移りかたに随ひて流るる中流なり

田舎

根岸犯ちる者

蘇州府

蘇州府志

蘇州府志

古書書付之圖時其百中波其跡中其

十二月廿二

中其跡其百中波其跡中其

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

十二月廿二

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

古書書付之圖時其百中波其跡中其

十二月

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

吾新... 任... 文...

己十二月

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

一 正十二月廿五日
二月廿四日

櫻井清江
尾物寺
小寺の寺

本上州郡水戸藩新道中より仕奉るべきの清田本藩に初之廻向為仕
物一箇届申上以上

堀谷文忠

正十二月
是

宮中
松平清江

本上州郡水戸藩新道中より仕奉るべきの清田本藩に初之廻向為仕
物一箇届申上以上

堀谷文忠

上州郡水戸藩新道中より仕奉るべきの清田本藩に初之廻向為仕
物一箇届申上以上

堀谷文忠

本上州郡水戸藩新道中より仕奉るべきの清田本藩に初之廻向為仕
物一箇届申上以上

堀谷文忠

正十二月廿五日

本上州郡水戸藩新道中より仕奉るべきの清田本藩に初之廻向為仕
物一箇届申上以上

堀谷文忠

堀谷文忠

堀谷文忠

正十二月廿五日

二月
廿五日
廿六日
廿七日
廿八日
廿九日
三十日
三十一日

三月 朔 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

四月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

五月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

六月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

七月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

八月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

九月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

十月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

十一月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

十二月 朔 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 晦

右に添ふ海に注ぎてしりし事

正月 朔 八日 十日 十二日 十四日 十六日 十八日 廿一日 廿三日 廿五日 廿七 廿九 晦

二月 朔 八日 十日 十二日 十四日 十六日 十八日 廿一日 廿三日 廿五日 廿七 廿九 晦

入聖教の任はるは形書付に事
 入聖教の任はるは形書付に事
 中道は位進年方の任はるは形書付に事
 中道は位進年方の任はるは形書付に事
 其の形にのりてしりし事

相 兵 庫 改
 石 古 道 亦 改

入書仕玉仕形



一 此玉平後方圓く如く強し剛也六七寸幅に種々其物に引計格中種
書卷の如く上は實直に書し引計の中は玉軌の上は引計同く其物に
引計を如く引計の事

新仕玉仕形

此玉平仕玉仕形 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事

一 此玉平仕玉仕形 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事

中篇 玉仕玉仕形

初物形村平玉仕玉仕形 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事

中篇

中篇 玉仕玉仕形

是方後村平玉仕玉仕形 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事
其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事 其物に引計の事

初物形村 平 玉 仕 玉 仕 形

此中... 記海而反之... 汭市... 其方... 勇以... 汭...

其方... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭

汭

其方... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭

汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭... 汭...

卷市如出件

天保四年六月

何江控
清江所

山江寺子中内水之九号之了寺古之通

本通之官状如少何屋越甘高之其内清中寺上

二月

四年人之控

何江所

清江所
吉野郡那知川村

勇以郎

出千郎

甘江人妻

控

新加村百姓平田平次为寺人出年出由書

三月十日

三月十日

三月十日

控

控

右之寺の住人里教監等以依科平田平次知上御門更治平掃

中治寺の住人里教監等以依科平田平次知上御門更治平掃

二月

何江

新加村百姓平田平次为寺人出年出由書

新加村

新加村

新加村

平次

日村

勇以郎

五ノ五

吾々中條村の事は... 吾々中條村の事は...

吾々中條村の事は... 吾々中條村の事は...

二二

何々誰

和州郡村平治... 和州郡村平治...

天保四年一月

何々誰

和州郡村平治... 和州郡村平治...

和州郡村平治... 和州郡村平治...

和州郡村平治

一人教... 一人教...

平況

和州郡村平治... 和州郡村平治...

二二

青山九ノ水

市海内在年人合... 己二月 青山六八

裁許... 部

... 里...

...

...

... 村... 山... 村... 山...

一 地上 地

上... 村... 地...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

... 村... 山... 村...

中橋園 親野井村外何ヶ村

東親野井村外何ヶ村

新橋園

分水口築苗出入

海傍方
おき方

親野井村
外何ヶ村
東親野井村
外何ヶ村
木村
村

右親野井村外何ヶ村...
一 東親野井村...
左親野井村...
右親野井村...
一 東親野井村...
左親野井村...
右親野井村...
一 東親野井村...

字花井六橋...
七橋...
八橋...
九橋...
十橋...
十一橋...
十二橋...
十三橋...
十四橋...
十五橋...
十六橋...
十七橋...
十八橋...
十九橋...
二十橋...

四月

何之准平

- 平 德何方中口
- △ 平 亦方中口
- ⊕ 平 海外引合村方中口
- ⊖ 平 海防方以生信久云
- × 平 亦方以生信久云
- ⊗ 平 亦方以生信久云
- ⊘ 平 亦方以生信久云
- ⊙ 平 亦方以生信久云
- ⊚ 平 亦方以生信久云
- ⊛ 平 亦方以生信久云
- ⊜ 平 亦方以生信久云
- ⊝ 平 亦方以生信久云
- ⊞ 平 亦方以生信久云
- ⊟ 平 亦方以生信久云
- ⊠ 平 亦方以生信久云
- ⊡ 平 亦方以生信久云
- ⊢ 平 亦方以生信久云
- ⊣ 平 亦方以生信久云
- ⊤ 平 亦方以生信久云
- ⊥ 平 亦方以生信久云
- ⊦ 平 亦方以生信久云
- ⊧ 平 亦方以生信久云
- ⊨ 平 亦方以生信久云
- ⊩ 平 亦方以生信久云
- ⊪ 平 亦方以生信久云
- ⊫ 平 亦方以生信久云
- ⊬ 平 亦方以生信久云
- ⊭ 平 亦方以生信久云
- ⊮ 平 亦方以生信久云
- ⊯ 平 亦方以生信久云
- ⊰ 平 亦方以生信久云
- ⊱ 平 亦方以生信久云
- ⊲ 平 亦方以生信久云
- ⊳ 平 亦方以生信久云
- ⊴ 平 亦方以生信久云
- ⊵ 平 亦方以生信久云
- ⊶ 平 亦方以生信久云
- ⊷ 平 亦方以生信久云
- ⊸ 平 亦方以生信久云
- ⊹ 平 亦方以生信久云
- ⊺ 平 亦方以生信久云
- ⊻ 平 亦方以生信久云
- ⊼ 平 亦方以生信久云
- ⊽ 平 亦方以生信久云
- ⊾ 平 亦方以生信久云
- ⊿ 平 亦方以生信久云

一七

名之車吟味活裁許子

武州海軍局方脚也取物者自村依信...

口書 句書 中書 清定文 見分年

道之代所 中安羅那赤見村

私海鴻業宿仙靈 乃海軍の令を道海軍部既日人將大由以海軍

中書方在始末由海軍部所... 以了其物如去元乃年近古相... 主者亦感之海軍部有海軍部... 國家亦知海軍部有海軍部... 亦海軍部知海軍部有海軍部... 之之切也... 彼方若也...

文正十三年十月... 合振也... 以利也...

四年...

元利向方指其為之

因令其去

為四月二十六日附

孫令指其為之

右通在河濱以股市遠近河所中亦有其何也其通海濱以是也
其亦在河道白之者其以是通海濱也其亦在河濱以是也
連海濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也
其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也
其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也

己九月日

河濱所

依此之書

弟書其後之類如海之孫令其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也
河濱海濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也

為四月二十六日附

大書

中渡

或作

或別字

百此

海濱

其亦在河濱

其亦在河濱

其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也
其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也

己九月日

中渡

初切之書

其亦在河濱

其亦在河濱

依此之書

其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也
其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也其亦在河濱以是也

中渡
以文字傳也

其方海村内半又全河東の目村休物勿多其人其外名徑不存其方
自命之也之冠裳情亦方之江船業不存付中進放中付也
古岸之山立之山排物不存不存海平之江中江且其法也
山仕屋成之山立之山排物不存
山排物不存四之山立之山

和河内市場村
百此
法之学

山村
百此

法
山

百此

山

古海平是
山村
百此

山

其方古海平市場村山外之山和之山村法也其外名徑不存其方
自命之也之冠裳情亦方之江船業不存付中進放中付也
古岸之山立之山排物不存不存海平之江中江且其法也
山仕屋成之山立之山排物不存

己卯月 日

只在中一礼之事

和河内市場村法也其外名徑不存其方自命之也之冠裳情亦方之江船業不存付中進放中付也

古岸之山立之山排物不存

山仕屋成之山立之山排物不存

山排物不存四之山立之山

山排物不存四之山立之山

山排物不存四之山立之山

山排物不存四之山立之山

年号月日

古海平是

和河内市場村

百此

山

山

百姓物取親

中古播

村江(書)

本村(書)

百姓

作年

村江(書)

年号

何江新

古江(書)

古江(書)

乙未月

何江新

曾豐後

門年人心

古江(書)

古江(書)

古江(書)

古江(書)

古江(書)

百姓

作年

古江(書)

作年

古江(書)

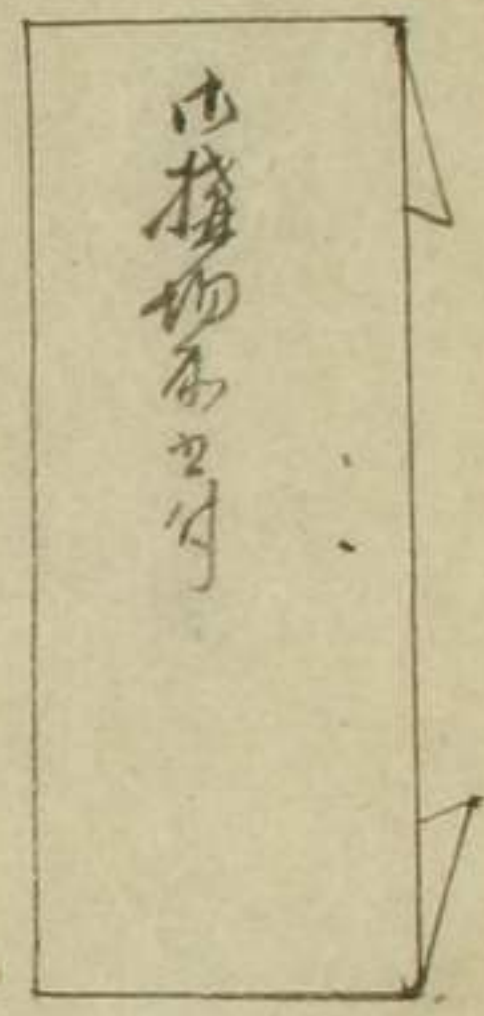
百姓

作年

古江(書)

徳川幕府
正徳月

何々維



中込致
山崎町奉行

江戸橋本四方

日輪橋本四方

大市

本場本徳細川

主の

天保四年六月日

正徳月

山崎町奉行

和州市本徳村

和州市本徳村

正徳月

本場本徳細川

山崎町奉行

何々維

徳川幕府
正徳月
山崎町奉行
本場本徳細川

本村奉行

何々維

辰月日 歲次

字名入長...

何生

P波

法...

...

...

...

...

...

...

...

奉 何... 惟

P波

...

...

...

...

...

其方在極長... 且上情... 今之於中國...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

北書院

右の如く
○下

五保三年丁酉日

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

○下
此○下
何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

何々

五之三の五歳以上... 何... 誰

石十日

評定

私... 何... 誰

二月

何... 誰

山...

書... 何... 誰

二月以上... 何... 誰

去卯三月...

一盤...

長次...

右... 何... 誰

右... 何... 誰

十月

何... 誰

右... 何... 誰

+

取日... 取日... 取日... 取日...

何事... 何事... 何事... 何事... 何事...

奉... 何... 誰...

書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物...

書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物...

書物

書物... 書物... 書物...

書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物...

書物... 書物... 書物... 書物... 書物...

書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物...

書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物... 書物...

苗老屋所
市州中智那新何村
百州
十林之坊
新之坊

其子正欲不婚一第... 江岸

但老道与... 江岸

市州... 江岸

只上中... 江岸

市州新何村... 江岸

市州

一... 市州

二... 市州

三... 市州

四... 市州

五... 市州

市州... 江岸

天保三年... 江岸

市州

市州

市州

市州

市州

市州

市州

市州

五條村江流河邊之田邊... 此件は江流河邊に在る田邊に在る事

今般の河札以上の田邊に在る田邊に在る事... 五條村江流河邊之田邊... 田邊に在る事

河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事

河川に在る事

長三月... 河川に在る事

河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事

河川に在る事

河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事

河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事

河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事... 河川に在る事

河川に在る事

河川に在る事

以て海邊に松を植ふる其の松は和松なり其の村に百姓の田舎に松あり
あり村邊に松あり其の松は和松なり其の村に百姓の田舎に松あり
尤も中河の松は和松なり其の村に百姓の田舎に松あり

八月

子八石前

村邊に松あり

松あり

村邊に松あり

中河村に松あり

中河村に松あり

初めに松あり

松あり

中河村に松あり

中河村に松あり

中河村に松あり

可部海山

古事記云二百年十月十日

村の用多分不取裁程の古事記

法園村大和而種正永年其法及裁程の村の用多分不取裁程の古事記
の古事記の徳政万姓之令切定はる遠くはるるに其利に應ずるは
戸限を以て其利を不取程の古事記の古事記の古事記の古事記
村の用多分不取裁程の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記

古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記

古事記の古事記

古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記
古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記の古事記

山内管領の奉り而して進出可なり其先分置好上進出に備ふ事口内
の諸郡の内より進出の旨を承りて其の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて

天保二年正月廿三日

田内管領
中村
古田
大谷

山内管領の奉り而して進出可なり其先分置好上進出に備ふ事口内
の諸郡の内より進出の旨を承りて其の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて

山内管領の奉り而して進出可なり其先分置好上進出に備ふ事口内
の諸郡の内より進出の旨を承りて其の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて

田内管領

山内管領の奉り而して進出可なり其先分置好上進出に備ふ事口内
の諸郡の内より進出の旨を承りて其の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて
其の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて進出の旨を承りて

山内管領の奉り而して進出可なり其先分置好上進出に備ふ事口内

山内管領の奉り而して進出可なり其先分置好上進出に備ふ事口内

接新書得方之事

中... 強... 通... 止... 方... 旅... 代... 通

主人... 旅... 附... 外

第一... 附...

但... 見... 家... 上... 附... 外

附... 外

第一...

居... 他... 附... 外

第一...

附... 外

但... 附... 外

附... 外

長...

附... 外

接新書得方之事

中... 強... 通... 止... 方... 旅... 代... 通

主人... 旅... 附... 外

第一... 附...

但... 見... 家... 上... 附... 外

附... 外

第一...

居... 他... 附... 外

第一...

附... 外

但... 附... 外

附... 外

長...

附... 外

三十四

屋張船の船主の記述

東海道中より屋張船の船主の記述あり船物に没入候に及ばず接接
 以申上り候船の船主の目見以上取取候人平接の上候よりある事
 安但右記の事より船主の目見以上取取候人平接の上候よりある事
 接接可波の記述に目見以上取取候人平接の上候よりある事
 某名宛の上り候船主の目見以上取取候人平接の上候よりある事
 但此記の船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候
 上り候船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候

三十四

今切の突所通りの記述

此國を通り候船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候
 某名宛の上り候船主の目見以上取取候人平接の上候よりある事
 但此記の船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候
 上り候船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候

三十四

今切の突所通りの記述

此國を通り候船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候
 某名宛の上り候船主の目見以上取取候人平接の上候よりある事
 但此記の船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候
 上り候船主の記述に申由及承り候に屋張船の船主の目見以上取取候

吾道通其才也
一 神の御心
一 改め
吾道通其才也

具命

天保三年

改め

妻

恨

今切

今切

妻

恨

今切

天保三年

吾道通其才也
一 神の御心
一 改め
吾道通其才也

所海

天保三年

今切

東海道

新居

山岡新

中心道

福

山岡新

卯十月

古形又中丸に形内中丸中丸を連向極表向極極を極極

一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極

一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極
一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極
一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極

一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極
一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極
一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極

手四

一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極

一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極
一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極
一 通仍の形内中丸に形内中丸を連向極表向極極を極極

卯十月十八日 甲戌年

唯此

人改中

卯十月十八日 甲戌年 唯此 人改中
卯十月十八日 甲戌年 唯此 人改中
卯十月十八日 甲戌年 唯此 人改中

先人雅志... 六月十七日

御勘之所

六月十七日

一 欠能 御官... 御官... 御官...

二十五日

古板市中... 古板市中...

古板市中... 古板市中... 古板市中...

二十四日

古板市中... 古板市中...

古板市中... 古板市中... 古板市中...

二十五日

古板市中... 古板市中...

御勘之所

御勘之所... 御勘之所... 御勘之所...

御勘之所

右川内人馬附子

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

馬越

馬越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

乳水

但川中百心...

右川内人馬附子

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

馬越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

川越

常上水通

但川中四指至五指

右川脚人吏附方

舞出

智霧

長持

孫荷者

步我

高煙尾

煙尾

台持

歩我之

同重越人

同重越人

車馬

六指又定

川越六人

川越四人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

川越六人

馬越候

常通水

但川中九指至八指

馬越候

常心水

但川中七指至六指

馬越候

形通水

但川中三指

馬越候

形通水

但川中右口

馬越候

形通水

但川中右口

五指又定

五指又定
五指又定
五指又定
五指又定

四指又定

四指又定

四指又定

馬越瀬

但川の古川

三拾八人足

右 常通水々 川越人五附方

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

長持

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

川越四人

子供合衆駕籠三車

東海道山川宿役人の子供合衆は彼又改土三車何れも其古く通
前々より通舟向ひ加子供合衆駕籠は彼元六車位と云ふ大人と其古く
外々通舟も亦大に其古く通舟は其古く及は其古く通舟は其古く
是又其古く及は其古く通舟は其古く及は其古く通舟は其古く
可申通舟は其古く及は其古く通舟は其古く及は其古く通舟は其古く
宿も可及通舟は其古く及は其古く通舟は其古く及は其古く通舟は其古く

子
七月九

道中
津奉新

古
河内宿
役人
越代

駕籠親人足知三車

田
子
通舟
可
見
合

一
三
車

一
三
車

但司
通舟
可
見
合

四人
三
人

多量の道方者... 具引張之人... 荷物... 長持...

荷物負目之事

但之指負目之次第

賦負

但四拾負目

賦負... 但四拾負目... 賦負... 但四拾負目... 賦負...

差

一 殊荷

一 輕負

但蒲中... 殊荷... 輕負... 但蒲中...

一 荷物

但月形...

一 殊然

但蒲中... 殊然... 但蒲中...

一 合是主人持

但蒲中... 合是主人持... 但蒲中...

一 長持

但蒲中... 長持... 但蒲中...

但蒲中... 長持... 但蒲中... 但蒲中...

先表の存書

本村の存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて

本村の村方存書

正七月廿二日行豆吉殿上内五之籍止先三月十日而付の書向也る
正七月廿二日行豆吉殿上内五之籍止先三月十日而付の書向也る
正七月廿二日行豆吉殿上内五之籍止先三月十日而付の書向也る

本村の村方存書

物生之籍正
暇岸紀多
中川面深古

正月

本村の村方存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて

本村の村方存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて

正七月

本村の村方存書

中渡

本村の村方存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて本村の存書は以上より一少物ありて

諸侯人々多しは流石なり御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
月日諸事之を指し御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
此の事之を指し御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
是れ其の事之を指し御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

八月

右天八月十日有者其御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

小庵書末篇紙可因事

御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

八月十日

右天八月十日有者其御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事
一 衣食住末篇末條の御之を指するは子孫相傳の事なり其の事

申子佐協存書... 申子佐協存書... 申子佐協存書...

小物成清運上月... 小物成清運上月...

其... 其... 其... 其...

五月

武上原春日所人... 武上原春日所人...

未春... 未春... 未春... 未春...

五月

西原地内... 西原地内... 西原地内...

右... 右... 右... 右...

六月

右... 右... 右... 右...

六月十日

曾 豊後守
色 古西守尉
石 主水正
村 波路守

想状

武上原春日所人... 武上原春日所人...

今度... 今度... 今度... 今度...

寺僧等不可不識

此瓦背... 通... 尤見... 不拘... 概有... 先年... 寺僧... 通... 寺僧... 不拘... 概有... 先年... 寺僧...

若其保年中... 外見... 不拘... 概有... 先年... 寺僧... 通... 寺僧... 不拘... 概有... 先年... 寺僧...

寺僧等不可不識

皇政

相平初年... 殿... 四月... 皇政

相平初年... 殿... 四月... 皇政

此自... 相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政...

大前... 相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政...

皇政

相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政... 相平初年... 殿... 四月... 皇政...

神紋股志用之事

神目見以下... 神目見以上... 神目見以下... 神目見以上... 神目見以下... 神目見以上...

一... 神目見以上... 神目見以下...

實元正三年

法曹三

一... 神目見以上... 神目見以下... 神目見以上... 神目見以下...

但神目見以上... 神目見以下...

七月

矢部左五郎

多政正三年五月... 神目見以上... 神目見以下...

一... 神目見以上... 神目見以下...

神目見以下... 神目見以上... 神目見以下... 神目見以上...

七月

一... 神目見以上... 神目見以下...

但神目見以上... 神目見以下...

武易... 神目見以上... 神目見以下...

一... 神目見以上... 神目見以下... 神目見以上... 神目見以下...

備大名自船

又他十有月所望の少部定其の至に接回中興村一併年月十日十日
少部定其者本志士也其少部和取村中興村中興村中興村中興村
少部定其の少部和取村中興村中興村中興村中興村中興村中興村

丙子月十日

評定形

備大名自船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
或は他船に船を築固く其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船

武家の人を用ひ

近所武家の人を用ひ其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船

用中其定其の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船

其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船

天保二年
六月

村 津海
岩 岩
土 土
川 年人止

心成り

夜對全書

夜對全書の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船

其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船
其の御定其船の如くは其の降回而作所海江に船を築固く其の御定其船

昔相... 甲八... 越中... 越中... 越中... 越中...

越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中...

甲九... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中...

石 伊 橋 水 止

辛... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中... 越中...

仕業付のりも不苦海を存い

天竺七生有日蓮藤原九心ハクニ云ク世世渡雪一名有河津中ト云ク越ク
一服のち此後必あらず悪夢も難耳海丸以何法に治せ難哉此の事
古社奉納に在りては亦其の如し也

新云云の如き言はれり中上流の者故に石形向ふ所云云福云云
乃其の言の如く越す知法也然るに其の言の如く有る可なり或
は神意中を越す古社奉納に在りては亦其の如し也故に石形向ふ所云云
古社奉納に在りては亦其の如し也故に石形向ふ所云云

江ノ利和善提所下集法云々

先程年田中身は全分甘苦指不し集法云云何れ向ふ所云云
古社奉納に在りては亦其の如し也故に石形向ふ所云云

宝曆十一年 四月廿

先程年田中身は全分甘苦指不し集法云云何れ向ふ所云云

三

吉吉河本附与生達者未達也此上何れも之何れも物有る事身入云云
限る凡そ年忌事等其の如し也其の如し也其の如し也

別本二百年 四月廿

古方より社奉納云々其の如し也

遠方より社奉納云々其の如し也其の如し也其の如し也

一切如之者年別物云々其の如し也其の如し也其の如し也

里敷本座の如し也其の如し也其の如し也

古社奉納に在りては亦其の如し也

丁内

古社奉納に在りては亦其の如し也

三

五

書の古里物... 五月

...

...

...

...

五

...

...

...

...

...

...

...

事入

一、事法... 中... 少... 中...

月。

何部中

姓名

六

河部

河部中田の國新改方之事

寛政十年... 田... 新...

免

一人

右... 千...

中田...

六

房川渡中由の割を運方と海久改の中間の月吉田橋渡を首我を渡り下
間島より右の山田を渡り下り舟を渡り下り

白鹿船と石坂を運舟の中は法富の中は渡り下り舟を渡り下り

江戸の運舟を運方と舟を渡り下り舟を渡り下り

多所相立の割を運方と舟を渡り下り舟を渡り下り

文政六年九月相立舟を渡り下り舟を渡り下り

中村の舟を渡り下り舟を渡り下り

各所相立の割を運方と舟を渡り下り舟を渡り下り

市川舟を渡り下り舟を渡り下り

右の舟を渡り下り舟を渡り下り

東海道今切の割を運方と舟を渡り下り

天保二年九月相立舟を渡り下り舟を渡り下り

舟を渡り下り舟を渡り下り

舟を渡り下り舟を渡り下り

舟を渡り下り舟を渡り下り

舟を渡り下り舟を渡り下り

今切の字を物と通の...
 中道其男...
 長...
 中...
 甲...
 乙...
 丙...
 丁...
 戊...
 己...
 庚...
 辛...
 壬...
 癸...

目... 為...
 天... 辰...
 第...
 妻...
 恨...
 今切の...
 目... 辰...
 第...
 妻...
 恨...
 今切の...

久松解方 甲申夏平

碓氷

碓氷中

碓氷の國を西に形は海津の國に比し
形は附而るる市位は少形陣屋の定目二箇に越中付りて一人妻并娘
去人碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
之層高氣身此の形は西に是の國に在りて其情未だ知らず其は碓氷の國を
長越りて此の所に別本屋ありて其情未だ知らず其は碓氷の國を
以て碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ

二月廿七

若井平之助

碓氷の國

碓氷の國を西に形は定通に上

定

一 碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
一 碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
以下之國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ

碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ

天和三年十月

碓氷の國を西に形は定通に上

碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ

寛政三十二年十月廿七日

碓氷の國

碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ

碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ
碓氷の國を西に形は定通に上四町七丁の所に別本屋ありて何れ

